

令和 8 年度

第 1 回草津市こども若者会議 会議録

■日時：令和 8 年 8 月 2 1 日（金） 1 0 時 0 0 分～ 1 2 時 0 0 分

■場所：草津市役所 8 階大会議室

■出席委員

浅田委員、粟津委員、宇野委員、神部委員、佐々木委員、左寄委員、関本委員、土田委員、中嶋委員、中島委員、西川委員、西倉委員

■欠席委員

石井委員、薄田委員、佐藤委員、杉江委員、園委員、大門委員、高尾委員、三小田委員、横江委員、渡井委員

■事務局

こども若者部：山本部長、佐藤理事、山田副部長、井上副部長

こども若者政策課：織田課長、田村課長補佐、河合係長

関係課：こども家庭若者課、家庭児童相談室、子育て相談センター、発達支援センター、幼児課、幼児施設課、生涯学習課、児童生徒支援課、人とくらしのサポートセンター

■傍聴者

1 名

1. 開会

<委員 2 2 名中 1 2 名の出席、事務局より開会を宣言>

2. 委員および事務局紹介

<委員・事務局紹介>

3. 草津市こども若者会議の概要について

○事務局説明<資料 2 説明>

4. 議事

(1) こども・若者計画の実績および実施内容について

草津市こども・若者計画掲載事業の実績と実施予定

「子ども・子育て支援法」必須記載事項について

【事務局】

<資料3-1、3-2 説明>

【委員長】

事務局から説明のありました内容について、ご質問・ご意見ございましたらお願いします。

【A委員】

資料3-2の1頁目について、計画と実績との差の箇所に▲（黒三角）があるが、あくまで計画の見込みと実績との差という意味合いで、見込みとしては少なかったが確保としては問題ないという理解でよろしいでしょうか。

【事務局（幼児施設課）】

ご認識のとおりでございます。確保方策については、量の見込み等を見ながら、段階的な整備や既存園での定員変更等を進めさせていただいているところでございます。

【A委員】

このままの資料で市民に提示するとなると、目標に達しなかった、というようなマイナスな印象を持ってしまう可能性があるのではないかと思います。

【事務局】

ありがとうございます。ご指摘いただいた内容について誤解が無いよう、公開時には表の下部に説明文を追加させていただきます。

【挿入文】

※上記の表につきましては、計画値と実績値を比較した差を示したものです。このため▲と示されていても、各事業の計画を達成していないなどの課題が生じているものではございません。（以下の表も同様）

【委員長】

他に何かご意見や質問はないでしょうか。

【B委員】

大きく3点質問させていただきます。

1点目です。資料3-1、事業番号5の「すこやか訪問の推進」についてです。訪問率が98%とのことですが、残り2%はどのような理由で実施できなかったのでしょうか。

【事務局（子育て相談センター）】

里帰り先での訪問を受けるケースや、相手方の事情でお断りされるなど訪問の受け入れが難しいケースがあるため、100%にはなっておりません。

【B委員】

ありがとうございます。2点目です。事業番号34「紙おむつ無償化事業」と事業番号54「子育て世帯への指定ごみ袋支給事業の実施」についてです。ごみ袋の支給は、子育て世帯だけではなく紙おむつを支給している保育園等にもされているのでしょうか。また、ごみ袋の支給は出生時だけではなく、それ以降も継続があるのでしょうか。

【事務局（幼児課）】

「紙おむつ無償化事業」については、紙おむつ自体を各園所に配布する事業です。ごみ袋は保育園等に配布はしておらず、紙おむつの処分については各園所にて事業所ごみとして対応されている形になります。

【事務局（子育て相談センター）】

子育て世帯への指定ごみ袋支給については、出生届や2歳未満のこどもがいる世帯の転入手続きの際に、対象となる方に支給しております。

【B委員】

ありがとうございます。3点目です。資料3-2、(2) その他事業の②「産後ケア事業」についてです。宿泊サービスの利用が計画105人であったのに対し、実績が190人と上回っている理由や、今後の受入れ体制について教えてください。

【事務局（子育て相談センター）】

産後ケア事業については、宿泊サービス、訪問サービス、令和7年度からは通所サービスも合わせて実施しています。この事業は母子に対しての心身のケアや育児のサポート等を行うということで、基本的には希望された方全員を対象にしておりますが、訪問の際のアセスメントの結果によりお勧めすることもあります。

190人という結果については、事情は様々ではありますが、市外からの転入者が多く近隣に頼れる親族がいない等の理由で、周囲からの支援を受けにくいということも要因の一つ

と考えています。今後については、現時点でも量の見込みを上回っておりますので、需要の高まりに対し、委託先の医療機関等の供給数の調整が課題と考えています。

【B委員】

ありがとうございます。私も宿泊サービスを利用したことがあり、とても助かった実感があります。引き続き実施していただければと思います。

【委員長】

他にご質問ありませんか。

【C委員】

資料3-1、事業番号11「草津っ子サポート事業」についてです。ヘルパー派遣事業の令和7年度実績が396時間であるのに対し、令和8年度予定が1,980時間と大幅に予定時間数が増加している理由を教えてください。また、その次の事業番号12「多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業」も同様に予定時間数が増加しているので、こちらの理由も合わせて教えてください。

【事務局（こども家庭若者課）】

「草津っ子サポート事業」については、令和8年度の6月から、使用していただける対象を「1歳未満」から「3歳未満」に拡大し、時間数についても、こども1人あたり「6時間」から「18時間」に拡大したことが理由でございます。

「多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業」につきましては、令和7年度の実績としては638時間ではありますが、今利用されていないご家庭を含めた見込みの時間数として927時間としています。

【委員長】

他にご質問あるでしょうか。

私からもお聞きしたいのですが、資料3-1、事業番号127「午前5時間制草津プランの導入」についてです。令和8年度から開始されて、令和7年度には視察やアンケート、保護者説明会等を行って実施されていると思いますが、既に同様の事業を実施されている他市の実績などを参考に、この午前5時間制草津プランの導入をしようと思ったきっかけ、どのような成果を期待していたか等、教えてください。

【事務局】

午前5時間制草津プランにつきましては、担当課が学校教育課となり、本日の会議では不在にしておりますので、確認後回答させていただきます。

【回答文】

「午前5時間制草津プラン」は、先進的に取り組まれている東京都目黒区の取組や兵庫県の多田小学校、滋賀県の秦荘西小学校等の取組を参考に導入しました。目黒区では成果として、学校の創意工夫ある学習活動の展開や学力の向上、下校時刻が早まったことによる放課後のゆとりの時間がこどもにも教師にも心のゆとりを生んでいるといったことを挙げられています。

草津市でも先進地域での取組を参考に、比較的集中力の高い午前中を「学びの時間」と決めて集中的に学習し、午後は活動的な学習内容を配置することで、学習効果を高めることを目的として導入しました。また、このプランは令和6年度に策定しました「学校における働き方改革推進計画」の中にも位置付け、教職員の働き方改革にもつながることを期待しています。

【委員長】

もう1点、事業番号163「児童育成クラブの障害のあるこどもの利用」についてです。児童育成クラブに預ける際の対応について、具体的な対応と、どの程度の人数が利用されているかを教えてください。

【事務局（こども若者政策課）】

「児童育成クラブ」における障害のある児童、あるいは、障害手帳はないけれども特性を持っている支援が必要な児童につきましては、専門機関のご意見を踏まえた上で加配職員を配置しています。国のルールに基づき3人までの障害のある児童に対して1人の加配職員を配置します。特に支援が必要な児童は、草津市独自のルールとして、障害のある児童1人に対し、1人の加配職員の配置体制をとっています。利用人数は、月により変動があります。令和7年度は延べ90人が利用されており、年度によっても、変動が大きいです。

【委員長】

ありがとうございます。では、次の議題につきまして、事務局よりお願いします。

（2）計画の重点的な取組（こども・若者の居場所）について

【事務局】

<資料4 説明>

【委員長】

ありがとうございました。自分が高校生であったらどのような居場所が良いか、また、保護者の立場で、こどもたちにどのような居場所を与えたいか。こども・若者が参画して活躍で

きるような居場所づくりを効果的に進めていく上で、ぜひみなさんのご意見をお聞かせください。

【D 委員】

普段から居場所を探しに行ったり、運営されている方のお話を聞いたり、自分たち自身も草津の学区社協と連携して居場所を提供させていただいたりしています。居場所の運営にあたっては、メンバーの固定化による新しい人の入りづらさを防ぐことや、行かなければいけないという強制感を生まないような、「何をしてもいい、何もしなくていい居場所」という視点を持っていただけるとより良い居場所になると思います。

【委員長】

他の方はいかがでしょうか。

【E 委員】

キラリエ草津や市民交流プラザという名前は知っていたものの、UDC みなくさについては初めて知りました。草津市では、それらの様々な場所で居場所の運営に取り組んでいこうとされているのですが、将来的に「居場所」の拠点を設置するという計画があるのかを教えてください。

【事務局（こども若者政策課）】

草津市には6つの高校があり、草津駅近くであればキラリエ草津、南草津駅近くであればUDC みなくさ・市民交流プラザを拠点に実施していこうと考えています。まずは既存の公共施設を使いながら、利用のニーズや利用時間帯を把握する段階であり、将来的に拠点を設置するかについては、今後の状況を見ながらの検討となります。D 委員からのご意見についても、実際に委託した事業者からも出ている意見でもありますので、こども・若者の「安心感」が得られるような場所になればいいなと考えているところです。

【B 委員】

私は、複数の拠点があることについては良いと思いました。また、共通の名称等があると、認知のされやすさとしても、会話の中で出しやすく、学生にとっても身近な居場所として感じられるかと思いました。自身の経験としても、魅力的な人や食、イベントなど、訪問のきっかけとなる要素があると、認知も広がりやすいと思います。

【A 委員】

B委員の「居場所の名称を決める」ということについて、共通のイメージを持っていただくの

にとっても良い意見だと思いました。また、居場所づくりに繋がればという思いで話をするのですが、こどもたちが意見を寄せた際に、聞いて終わるのではなく、大人が真摯に反応をして、その意見が反映されたというような実感を持てるようなフィードバックの仕組みを整えることも、居場所の運営に必要ではないかと思いました。

F委員のご意見も聞きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【F委員】

市内6つの高校のアウトリーチ、居場所キャラバン、中高生アンケートなど、私自身が高校に通学していた頃を考えると、こういう活動や若者の居場所について、知る機会がありませんでした。塾に通うことで他校の方と友だちになるということはありませんでしたが、こういった居場所は、学校や家庭とはまた違う居場所で、そこで生まれる新しい出会いや、自分の可能性ややりたいことを見つけるきっかけとなることもあり、活動に参加している自分自身にとっても、こういった居場所を大事にしたいなと思っています。

【委員長】

他の委員のご意見も是非お聞かせいただけますか。

【G委員】

仕事の関係で私もそういった居場所の拠点に訪問したことがあり、寝ているこどももいれば、遊んでいるこども、勉強しているこどももいて、一緒に、でも好きに過ごしているというような場所でした。職員も配置されていたので、運営の方がいるのだと思いますが、そういった居場所を継続して運営していくことについて、行政側としても考えていく必要があると思いました。

【H委員】

今までの意見を聞いて、「何をしてもいい自由な居場所」も、物足りなさを感じることもあるかと思いました。今日は〇〇があるからこの場所に行ってみたいな、と興味を持ってもらえるプログラムについても必要かと思います。

【I委員】

職場体験で中学生が来られた際に、個性様々でありつつも非常に積極的で、普段おとなしくても内に秘めたやる気というようなものを皆が持っておられるなと思いました。そのこどもの何かのきっかけ作りには、人や物に出会う居場所も必要だと思いますし、そうやって少しずつ広がって、周知されていくのかなと思っています。

【J 委員】

UDC みなくさについては、別のイベントをされていた際に、その場所に入りにくい印象を受けたので、こども・若者がふらっと入りやすい場所にするには工夫が必要かと思いました。また、こども食堂やその他様々な行事をすることがあるのですが、物を作る、食べるものがあるというイベントは、やはり参加率が高い傾向があると感じています。

【委員長】

ご意見をお聞きして、事務局からはいかがでしょうか。

【事務局（こども若者政策課）】

様々なご意見ありがとうございます。

若者が思う「あったらいいな」という居場所を、若者自身が試行錯誤しながら作っていくという過程から携わり実現する達成感や、その居場所での出会いや学び、気づき等、こどもたち・若者たちの何かのきっかけになればと思っています。

また、名称については、「未知草ひろば」としております。未知なる若者の可能性という意味合いの「未知」と草津市の「草」を合わせました。学校からまっすぐ帰るのではなく寄り道、道草してもらって、居心地の良い第三の居場所（サードプレイス）となればと思っています。

【委員長】

学校や家庭とは異なるもう一つのそうした居場所づくりということで、こういった場所が若者だけではなく、地域の色々な世代との交流に発展することで、こどもたちから地域に目を向けて、一緒になって街を作っていくことにも繋がるかと思います。期待しています。それでは、最後の議事について事務局からお願いします。

（3）特定教育・保育施設の利用定員の変更について

【事務局（幼児施設課）】

<資料5 説明>

【委員長】

事務局から説明のありました内容について、ご質問・ご意見ございましたらお願いします。ないでしょうか。では、変更につきましてはご了承いただいたということで、次の報告事項について事務局からお願いします。

5. 報告事項

(1) 公立幼稚園型認定こども園における待機児童対策について

【事務局（幼児課）】

＜資料6説明＞

【委員長】

事務局から説明のありました内容について、報告事項ということではありますが、ご質問・ご意見があればお願いします。

【A委員】

草津市の公立幼稚園は、すべて幼稚園型認定こども園となっている認識で良いでしょうか。

【事務局（幼児課）】

草津市の公立幼稚園は8施設ございますが、すべて幼稚園型認定こども園に移行しております。

【A委員】

現在は従来の幼稚園の開所時間になっているところを変更されるところで、市民としては利便性が高くなり良いと思う反面、幼稚園の良さの部分についても大事にして、現場の先生方が理解してくださる方向で進んで欲しいです。また、幼保連携型認定こども園に移行するというのも市民のニーズとしてあるのではないかと思います。

【委員長】

他に御意見ありませんか。

【C委員】

開所時間が延長されることで、教職員の労働時間や業務体制が心配されるところではありますが、教職員の増員等は計画されているのでしょうか。

【事務局（幼児課）】

開所時間を11時間以上とすることで労働時間が長くなることはなく、保育士の労働時間は8時間になります。実際の保育所の現場では、早番・遅番という形で、短時間勤務の保育士の雇用体制をとっています。今回の開所時間の延長についても、追加の保育士の雇用を考えており、クラス数が増える場合は、8時間勤務の保育士の増員も計画しております。

【委員長】

ありがとうございました。それでは、本日の議題についてはすべて終了いたしました。
今日は特に、こども・若者の居場所づくりという新規事業について、私達も色々な形で積極的に協力し、草津市のこども・若者の支援を盛り上げていただきたいと思います。それでは進行を事務局にお返しします。

6. 閉会
